遊漁規則の変更内容

【漁業権番号】内共第４９号
【関係漁業協同組合】岐阜県矢作川漁業協同組合、矢作川漁業協同組合

変　更　案	現　行	変更理由	施行予定年月日
第１条　略 （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。 ３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。 ４　遊漁者は、直ちに、第８条第１項または第２項の遊漁料を同条第３項の方法により組合に納付しなければならない。 （漁具・漁法の制限） 第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣）に限るものとし、次条第１項の規定によるあゆについての公示の日から１２月３１日までは、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣）によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。 ただし、友釣についてはリールの使用は禁止とする。	第１条　略 （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 ３　組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は遊漁の場合には第１２条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。 ４　遊漁者は、直ちに、第９条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。 （漁具・漁法の制限） 第３条　全川においては、次条第１項の規定によるあゆについての公表の日から１２月３１日までは、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣）によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。 ただし、友釣についてはリールの使用は禁止とする。	第３条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化 条ズレの修正 漁具・漁法を明確にするため	令和９年１月１日

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	６月１日以降組合が定めて公示する日から１２月３１日まで
あまご	３月１日から９月３０日まで
うなぎ	４月１日から９月３０日まで

２　前項の公示は、組合及び組合が委託する販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第５条　略

（釣り専用区）

第６条　次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア　区　域	イ　期　間	ウ　漁具・漁法
根羽川押山発電所放水口から下流大川橋まで	第４条に基づき組合が定めて公示するあゆの遊漁開始日から９月15日まで	友釣
明智川の愛知県と岐阜県境より下流寿橋まで	組合が定めて公示する期間	友釣

第７条　略

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	６月１日以降組合が定めて公示する日から１２月３１日まで
あまご	３月１日から９月３０日まで
うなぎ	４月１日から９月３０日まで

２　前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第５条　略

（釣り専用区）

第６条　次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の遊具・漁法で遊漁してはならない。

ア　区　域	イ　期　間	ウ　遊具・漁法
根羽川押山発電所放水口から下流大川橋まで	あゆ解禁の日から９月15日まで	友釣
明智川の愛知県と岐阜県境より下流寿橋まで	組合が定めて公表する期間	友釣

第７条　略

文言の修正	
文言の修正	
文言の修正 期間を明確にするため	
文言の修正	

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料		現場加算料
		日　　釣	年　　釣	
あ　ゆ	手釣・竿釣	２，５００円	１２，０００円	１，０００円
あまご、うなぎ、（以下「雑魚」という。	手釣・竿釣	１，０００円	４，５００円	５００円

２　前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、１８歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料	
		日　釣	年　釣
あ　ゆ	肢体不自由者（４級以上）の方 ７５歳以上の方	１，５００円	６，０００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料
雑　魚	肢体不自由者（４級以上）の方 ７５歳以上の方	５００円	２，５００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料

３　遊漁料は組合が指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が１８歳以下のときは無料、７５歳以上の者又は心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者）のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

１　手釣、竿釣による遊漁の場合

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料		現場加算料
		日　　釣	年　　釣	
あ　ゆ	手釣・竿釣	２，０００円	１２，０００円	１，０００円
あまご、うなぎ、（以下「雑魚」という。	手釣・竿釣	１，０００円	４，０００円	５００円

２　前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、１８歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚　種	漁具・漁法	遊　漁　料	
		日　釣	年　釣
あ　ゆ	肢体不自由者（４級以上）の方 ７５歳以上の方	１，０００円	６，０００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料
雑　魚	肢体不自由者（４級以上）の方 ７５歳以上の方	５００円	２，０００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料

３　遊漁料は組合が指定する　　販売所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場

遊漁料の減免対象及び金額を第２号で定めているため削除

物価上昇に対応するため遊漁料の金額を改定

物価上昇に対応するため遊漁料の金額を改定

<table>
<tr>
<td>所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第１項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。
４　前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板又はウェブサイトにて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。
５　次の表の左欄に掲げる漁業権の遊漁承認を受けている者は、遊漁承認を受けた魚種について、それぞれ右欄に掲げる区域において内共第４９号の遊漁承認を受けることなく、遊漁を行うことができる。
<table><tr><td>漁業権</td><td>区域</td></tr><tr><td>岐阜県矢作川漁業協同組合（内共第３５号及び第３６号）</td><td>全区域</td></tr><tr><td>矢作川漁業協同組合（内共第１４号）</td><td>大川橋より上流を除く区域</td></tr></table>
（遊漁承認証に関する事項）
第９条　略
２　略
３　遊漁承認証の交付は、前条第３項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
４　略

第１０条から第１１条　略

（違反者に対する措置）
第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</td>
<td>合において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）
第９条　略
２　略
３　遊漁承認証はの交付は、前条だい３項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
４　略

第１０条から第１１条　略

（違反者に対する措置）
第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</td>
<td>遊漁料の納付場所及び交付場所の明確化
現場加算料の納付の明確化
遊漁証取扱所の場所を明確化
遊漁の承認及び遊漁料の免除を明確にするため

文言の修正</td>
<td></td>
</tr>
</table>